

白河市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び白河市監査委員条例第8条第1項の規定により提出した平成26年度定期監査（第一期）結果の報告に対し、同法第199条第12項及び同条例第8条第2項の規定により、措置を講じた旨の通知があったことから、その措置状況を次のとおり公表する。

平成26年11月26日

白河市監査委員 有賀 秀晴

白河市監査委員 深谷 政男

別 紙

## 平成26年度定期監査（第一期）結果の措置状況報告書

《表 郷 庁 舎》

□ 地域振興課

1, 現年度土地貸付料

(指摘内容)

- ・ 契約書の記載事項誤り

(措置状況)

- ・ 契約相手方の同意を得て正規の内容で契約書を取り交わしました。